

議案第2号 資料

令和6年度川崎市立高等学校における募集形態

資料1

[全日制の課程]

学校名	学科		募集形態			募集定員等
			共通 選抜	定通分 割選抜	特別 募集	
川崎 高等学校	普通科		※1			共通選抜で募集定員の全てを募集・選抜する。
	家庭に関する 学科	生活科学科	○			
	福祉に関する 学科	福祉科	○			
幸 高等学校	普通科		○			
	商業に関する 学科	ビジネス 教養科	○			
川崎総合科学 高等学校	工業に関する 学科	情報工学科	○			
		総合電気科	○			
		電子機械科	○			
		建設工学科	○			
		デザイン科	○			
	理数に関する 学科	科学科	○			
橘 高等学校	普通科		○			
	体育に関する 学科	スポーツ科	○			
	国際に関する 学科	国際科	○			
高津 高等学校	普通科		○			

※1 令和3年度入学者選抜から、高等学校普通科における募集の停止

[定時制の課程]

学校名	学科		募集形態			募集定員等
			共通 選抜	定通分 割選抜	特別 募集	
川崎 高等学校	普通科	昼間部	○		○	共通選抜（一般募集）及び特別募集（在県外国人等特別募集）で募集定員の全てを募集・選抜する。
		夜間部	※2			
川崎総合科学 高等学校	工業に関する 学科	クリエイト 工学科	○	○		共通選抜で募集定員の8割を募集・選抜し、定通分割選抜で残りの人員を募集・選抜する。
	商業に関する 学科	商業科	○	○		
橘 高等学校	普通科		○	○		
高津 高等学校	普通科		○	○		

※2 令和3年度入学者選抜から、夜間部における募集の停止

川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科に係る高等学校の学区は、川崎市内（以下「市内」という。）全域とする。

2 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科を除く学科に係る高等学校の学区は、神奈川県内（以下「県内」という。）全域とする。

（就学の規制）

第3条 全日制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者（本人に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。次項において同じ。）が市内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

2 全日制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者が県内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

3 定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、市内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

4 定時制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、県内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

（就学の特例）

第4条 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、県内（市内を除く。以下同じ。）に住所を有する者のうち、現に在学し、又は在学していた中学校の校長の同意を得たものは、毎年度の高等学校第1学年入学者選抜（第6条及び第7条の入学者選抜を除く。以下「第1学年入学者選抜」という。）の場合に限り、志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、別に定める当該高等学校第1学年生徒の募集定員（第6条及び第7条の入学者選抜に係るものを除く。以下「第1学年生徒の募集定員」という。）の8パーセント以内とする。

第5条 前条に定めるもののほか、県内に住所を有する者のうち、身体の状態により、高等学校に就学することが適当と認められるものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、志願しようとする高等学校の校長の許可を受けて当該高等学校を志願することができる。

第6条 前2条に定めるもののほか、県内に住所を有する者のうち、外国の国籍を有するもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の2第1項に規定する難民の認定を受けたものを含む。）で入国後の在留期間が別に定める期間内であるものは、第3条第3項の規定にかかわらず、第2条第1項に定める学区以外からも志願することができる。

第7条 前3条に定めるもののほか、全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者であつて、第1学年入学者選抜により選抜された入学予定者の数が、第1学年生徒の募集定員に満たなかった高等学校について、特に必要があると認める場合において、再度実施する第1学年入学者選抜を受けようとするものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2条第1項に定める学区以外からも志願することができる。

(入学許可の取消し)

第8条 高等学校の校長は、この規則に違反し、事実を偽って入学の許可を受けた者に対しては、入学の許可を取消し、又は退学を命ずることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、学区に関し必要な事項は教育長が定める。